

一般貨物自動車運送事業積合せ運賃料金

(平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき公示された運賃に係る範囲(課税事業者用)の上限運賃率表)

積合せ運賃に係る範囲 (課税事業者用)

I. 運賃に係る範囲

(単位:円)

重量	距離	500kmまで																				
		100km	150km	200km	250km	300km	350km	400km	450km	500km	550km	600km	650km	700km	750km	800km	850km	900km	950km	1,000km	1,000kmを超え100kmまでごとの加算額	
10kgまで		1,030	1,060	1,070	1,070	1,090	1,090	1,100	1,100	1,120	1,120	1,130	1,130	1,140	1,140	1,150	1,150	1,160	1,160	1,160	1,180	13
20 "		1,140	1,160	1,200	1,240	1,250	1,260	1,280	1,300	1,320	1,340	1,370	1,390	1,400	1,430	1,440	1,480	1,490	1,500	1,540	1,550	41
30 "		1,250	1,270	1,300	1,340	1,380	1,400	1,420	1,430	1,460	1,500	1,550	1,570	1,610	1,640	1,670	1,700	1,740	1,760	1,790	1,850	55
40 "		1,370	1,390	1,460	1,520	1,570	1,620	1,660	1,730	1,760	1,790	1,860	1,900	1,940	2,000	2,040	2,080	2,140	2,180	2,230	2,280	96
60 "		1,460	1,500	1,600	1,670	1,760	1,820	1,900	1,980	2,040	2,080	2,150	2,230	2,280	2,340	2,410	2,460	2,530	2,600	2,660	2,710	126
80 "		1,670	1,740	1,860	1,980	2,090	2,200	2,290	2,400	2,510	2,600	2,700	2,780	2,890	3,000	3,070	3,180	3,260	3,370	3,460	3,550	190
100 "		1,900	1,970	2,120	2,280	2,420	2,560	2,690	2,820	2,940	3,060	3,180	3,310	3,420	3,550	3,670	3,800	3,920	4,040	4,160	4,280	244
120 "		2,100	2,200	2,390	2,570	2,750	2,920	3,040	3,220	3,350	3,470	3,650	3,800	3,950	4,080	4,220	4,380	4,520	4,670	4,810	4,970	283
140 "		2,330	2,420	2,650	2,880	3,080	3,290	3,460	3,640	3,820	3,980	4,160	4,330	4,510	4,680	4,850	5,050	5,220	5,400	5,570	5,740	353
160 "		2,530	2,660	2,920	3,180	3,410	3,640	3,830	4,030	4,260	4,440	4,640	4,840	5,050	5,240	5,450	5,680	5,870	6,070	6,280	6,470	406
180 "		2,740	2,890	3,180	3,480	3,740	3,980	4,200	4,440	4,670	4,910	5,120	5,360	5,590	5,820	6,060	6,260	6,500	6,730	6,970	7,200	461
200 "		2,840	3,050	3,350	3,620	3,960	4,180	4,360	4,690	4,920	5,100	5,400	5,630	5,870	6,110	6,380	6,600	6,850	7,090	7,340	7,580	490
250 "		3,300	3,520	3,900	4,300	4,620	4,940	5,240	5,560	5,860	6,170	6,460	6,770	7,060	7,380	7,690	7,990	8,290	8,600	8,900	9,220	610
300 "		3,820	4,100	4,570	4,990	5,440	5,810	6,190	6,560	6,940	7,310	7,680	8,040	8,420	8,800	9,170	9,540	9,910	10,280	10,660	11,030	744
350 "		4,300	4,670	5,210	5,660	6,240	6,680	7,070	7,560	7,990	8,380	8,770	9,320	9,760	10,200	10,630	11,080	11,520	11,950	12,380	12,830	880
400 "		4,820	5,240	5,870	6,490	7,080	7,570	8,060	8,590	9,100	9,600	10,100	10,610	11,140	11,640	12,140	12,650	13,150	13,660	14,170	14,680	1,015
450 "		5,330	5,820	6,520	7,190	7,860	8,450	9,010	9,590	10,150	10,740	11,320	11,890	12,470	13,060	13,630	14,210	14,770	15,350	15,940	16,500	1,152
500 "		5,840	6,380	7,150	7,850	8,660	9,300	9,910	10,600	11,240	11,840	12,530	13,160	13,810	14,450	15,100	15,740	16,380	17,030	17,700	18,320	1,285
550 "		6,360	6,970	7,840	8,650	9,480	10,190	10,900	11,620	12,320	13,030	13,740	14,450	15,170	15,880	16,600	17,290	18,000	18,730	19,430	20,150	1,422
600 "		6,880	7,550	8,480	9,300	10,280	11,060	11,830	12,620	13,400	14,180	14,950	15,730	16,510	17,290	18,080	18,850	19,630	20,400	21,180	21,960	1,558
650 "		7,380	8,110	9,070	10,100	11,100	11,940	12,780	13,630	14,470	15,320	16,180	17,000	17,870	18,720	19,550	20,400	21,250	22,090	22,940	23,800	1,694
700 "		7,900	8,660	9,770	10,820	11,890	12,800	13,720	14,630	15,550	16,460	17,390	18,290	19,210	20,140	21,040	21,950	22,870	23,800	24,700	25,610	1,829
750 "		8,410	9,240	10,430	11,540	12,700	13,690	14,680	15,650	16,630	17,620	18,600	19,570	20,560	21,550	22,540	23,510	24,490	25,480	26,460	27,430	1,964
800 "		8,920	9,790	11,060	12,280	13,510	14,570	15,600	16,660	17,720	18,760	19,810	20,860	21,910	22,960	24,000	25,070	26,110	27,160	28,210	29,270	2,100
850 "		9,420	10,380	11,710	13,010	14,320	15,430	16,550	17,660	18,780	19,900	21,020	22,140	23,240	24,370	25,490	26,620	27,730	28,850	29,960	31,080	2,236
900 "		9,940	10,930	12,380	13,730	15,110	16,320	17,500	18,750	19,870	21,060	22,240	23,420	24,610	25,790	26,990	28,160	29,350	30,540	31,720	32,900	2,371
950 "		10,440	11,520	13,030	14,450	15,940	17,180	18,430	19,680	20,940	22,200	23,450	24,700	25,960	27,220	28,480	29,710	30,960	32,220	33,470	34,730	2,506
1,000 "		10,940	12,070	13,670	15,190	16,740	18,070	19,380	20,690	22,030	23,340	24,670	25,980	27,310	28,630	29,940	31,270	32,590	33,920	35,230	36,540	2,641
1,000kgを超え100kgまでごとの加算額	1kgを超え4kgまで 4kgを超えるもの	646	814	1,044	1,256	1,472	1,608	1,745	1,879	2,017	2,152	2,290	2,424	2,561	2,696	2,832	2,979	3,106	3,241	3,377	3,514	271

1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満の端数を四捨五入する。

II. 割増運賃表

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	1 引越貨物	2割増
	2 ショーカーース	
	3 楽器類及びその部品又は付属品、精密機械、度量衡器及びその附属品	
貴重品 高価品	1 貨幣、証券類、貴金属その他の高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	1割増
	2 硝酸、硝酸、塩酸(酸類含有率10分以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く)、濃化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	
火薬類 爆発品	1 火薬、爆薬、火工品(雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包、煙火、信管、人管、信管、火せん丸発煙剤)、その他これらに類するもの	1割増
	2 硝酸、硝酸、塩酸(酸類含有率10分以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く)、濃化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	

(2) 特大品割増

項目	割増率
1個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの	2割増

III. 積料金

- 業貨又は配送料
 - 業貨又は配送料が15キロメートルを超え20キロメートルまでの間のものについては、30キログラムまでを100円とし、50キログラムまでを120円を加算する。
 - 業貨又は配送料が20キロメートルを超え30キロメートルまでの間のものについては、上記(1)による額に、50キロメートルまでを120円とし、上記(1)より計算した額を加算する。
- 再配送料
 - 再配送料の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまでを120円、50キログラムを超えて100キロメートルまでを140円とする。
 - 15キロメートルを超える場合は、(1)×2とし、配送料を加算する。
- 移送料
 - 重量が30キロメートルを超え50キロメートルまで、50キログラムまでを70円とする。
 - 超増荷にあつては、50キログラムまで1割増とする。
- 地区割増料
 - 東京都特別区、大阪市 50キログラムまでを100円とする。
 - 札幌市、仙台市、平塚市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、岡崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、尼崎市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市 50キログラムまでを70円とする。
- 冬期割増料
 - 北海道(11月1日から4月15日まで) 発送到着ごとに150キログラムまでを230円、150キログラムを超えて300キログラムまでを270円とする。
 - 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県(11月1日から3月31日まで) 発送到着ごとに150キログラムまでを120円、150キログラムを超えて300キログラムまでを140円とする。
- 連絡運輸中継料
 - 甲種(1回につき、50キログラムまでを640円、150キログラムまでを140円とする)
 - 乙種(1回につき、50キログラムまでを320円、150キログラムまでを140円とする)
- 保管料
 - 50キログラムまで1日ごとに50円
- 貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲

荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合の運賃の減額について

 - 30キログラムまで 120円
 - 30キログラムを超え50キログラムまで 140円
 - 50キログラムを超え200キログラムまでを140円とする

IV. 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

V. 運賃料金適用方

(貨物の適用範囲)

- この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。ただし、宅配便として受入れた貨物の運送であつて、別途これに関する運賃を出した場合には適用しません。
- 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。(1口の定義)
- 1口とは、荷主、荷受人、発着営業所、着営業所、集貨先、配送料、託送の時及び運賃支払方法が同一のもの(営業所には荷役所を含みます。以下同じ。)
- 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げられた金額(基準運賃)を以下(1)の上下それぞれ10%以内の範囲内で計算します。
- 割増率又は割引率の適用される貨物は、基準運賃にそれぞれ率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえ上下それぞれ10%の範囲内で計算します。上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。
- 運送距離の計算(運送距離(集貨、配送料の距離を除く。以下同じ。))は、貨物の発地又は着地の最も営業所が存する最も行政区各間のキロ程により計算します。ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該区域内に当該区域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。
- 最小積荷区間のキロ程は、昭和47年7月5日自貨第66号通達附「自動車運輸営業規程表」(昭和49年7月12日自貨第132号にて一部改正)に掲げるキロ程によるものと、キロ程の記載のない路線については、実キロ程によります。
- 経路が2以上ある場合の運送距離の計算
 - 貨物の運送経路が2以上ある場合は、運送距離計算は最短キロ程の経路によります。ただし、荷主が経路を指定したときは、その指定した経路によります。
- 連絡運輸の場合の運送距離
 - 一般貨物自動車運送事業者が特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を連算して計算します。
- 貨物の運賃計算量、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

- 2割以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- (品目別割増)
- 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用し、1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なる割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最も割増率に適用する。
- (特大品割増)
- 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。
- (特約割引)
- 3ヶ月以上にわたる積荷大量に運送される貨物であつて、特約(実費をもって運送契約を締結したものに限る。)したのものについては15%以内の割引率を適用することができます。
- (積料金の計算)
- 業貨又は配送料、移送料及び再配送料以外の積料金は割増率に適用しません。(2) 割増率により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。
- (集貨又は配送料)
- 貨物の集貨又は配送料は貨物の発地又は着地の最も営業所を結算点とし、15キロメートルを超える部分については所定の集積料を収受します。
- (再配送料)
- 荷主の要により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配送料を求められたときは、所定の再配送料を収受します。
- (移送料)
- 貨物の引取り又は引渡の際に、貨物を車庫から30メートル以上上掲持ちし、又は建物の上下2階目以上に上掲持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。
- (地区別割増料)
- 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限りず。))又は住民基本台帳人口集計人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区別割増料を収受します。
- (冬期割増料)
- 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。
- (連絡運輸中継料)
- 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。
- (保管料)
- 荷主の依頼により、又は事業者の要によるいふ事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は次の日数(荷日)によって計算します。
 - 発送の場合は、貨物の保管日から発送日の前々日までの日数。
 - 到着の場合は、荷受人(貨物引換証を発行したとき)又は証券面の荷受人に貨物の到着通知を発した日(到着通知不用の特約がある場合は、引渡準備が終わった日)の翌々日から引渡し当日までの日数。
- (貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲)
- 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。
 - 30キログラムまで 120円
 - 30キログラムを超え50キログラムまで 140円
 - 50キログラムを超え200キログラムまでを140円とする
- (レット使用貨物)
- 集貨先から配送先まで運送したS規格のレット(荷主が引換証を付したものに限りず。))を運用して運送する貨物については、50キログラムまでを20円を4kgより計算した運賃から減じます。
- (消費税及び地方消費税の加算方法)
- 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。(2) 前号により計算した金額に100円未満の端数を生じた場合は、100円に四捨五入します。
- (計算の順序)
- 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。
 - 距離、重量による運賃の計算
 - 割増率、割引率適用の計算
 - 上、下10%幅の適用計算
 - 40%以上の端数処理
 - 持込み、引取り及びレット使用の減算
 - 積料金の(130)(2)(2)による端数処理を含む)の計算
 - 2による加算の計算
 - 実費負担
- 荷主の要による運送に伴う特別の負担(貨物引換証の発行、有料運送利用料、貨物の荷渡り、仕分け、荷留金の立戻、運送貨物の積積、その他運送に際して求められるサービス)に対する対価は実費として収受します。
- 荷主の要により積荷が無積荷に到着後30分を超えて留置されたときは、超過部分に対し、実費を収受します。
- 貨物の運送に併用して代金を取立てた場合は実費を収受します。
- フェリーボート利用料(自動車航送船利用料) 運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により計算した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の取送料(船手料金を含む)} \times \text{1時間当たり運賃率} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積載高さ}}$$
- (その他)
- この運賃及び料金の適用に際して、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で、当事者間の取決め又は慣習によることができます。